

新潟県立学校部活動指導員の配置に関する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

新潟県教育委員会規則第3号

新潟県立学校部活動指導員の配置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第4号)の施行により、県立学校に配置する部活動指導員(スポーツ、文化、科学等に関する部活動の指導に従事する非常勤職員をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定める。

(部活動指導員)

第2条 県立学校には、部活動指導員を置くことができる。

2 部活動指導員は、校長の監督を受け、学校教育の一環として行われるスポーツ、文化、科学等に関する部活動の指導に従事する。

(委任)

第3条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。